

心理戦の武力紛争法による規律

保 井 健 呉

目次

はじめに

- ． 心理戦の概要
- ． 武力紛争法の枠組みにおける心理戦の位置づけ
- ． 武力紛争法による心理戦の規律
- ． 心理戦に従事する文民の保護

結論

はじめに

今日の安全保障環境において、敵の物理的な軍事力だけではなく、心理的な領域を攻略することがあらためて注目を集めている。⁽¹⁾ 情報戦や認

(1) See Paul A. L. Ducheine, “Non-kinetic Capabilities: Complementing the Kinetic Prevalence to Targeting,” in Paul A. L. Ducheine and Michael N. Schmitt, Frans P. B. Osinga, (eds.), *Targeting: The Challenges of Modern Warfare* (T.M.C. Asser Press, 2016), pp. 212–215. 防衛省『防衛白書』(令和5年版) 33, 47, 167–168, 309–310頁参照。心理戦そのものは、長い歴史を持つ戦闘の手段・方法である。See Kalliopi Chainoglou, “Psychological Warfare,” in Rudiger Solfrum, (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Vol. VIII (Oxford University Press, 2012), paras. 5–6; Sunil Narula, “Psychological Operations (PSYOPs): A Conceptual Overview,”

知戦として認識されるその種の軍事作戦の一環として、特に人々の心理を対象とする心理戦においては、攻撃にあたらぬ戦闘の手段・方法が活用されるとともに、戦闘員だけではなく、文民までもがその対象とされてきた。⁽²⁾例えば、第二次世界大戦で日本は前線の兵士向けのプロパガンダ放送を行うだけでなく、銃後の人々を目標に、その厭戦気分を高めるためのプロパガンダ放送を行っていた。⁽³⁾さらに、第二次世界大戦において大々的に行われた戦略爆撃のほとんどは、文民の戦争継続や支援の意思を挫くことがその主要な目的の一つであった。⁽⁴⁾近年でも、2019年のロシア・ウクライナ戦争に先立つドンバス戦争において、従来のピラヤスピーカーによる心理戦に代えて携帯電話にメッセージを送る形式の心理戦がロシアによって行われているが、その対象は兵士だけでなく、兵士の家族にも向けられていた。⁽⁵⁾

Strategic Analysis, Vol. 28, No. 1 (2004), pp. 178-182; Frank L. Goldstein and Daniel W. Jacobowitz, "Psychological Operations: An Introduction," in Frank L. Goldstein and Benjamin F. Findley, Jr., (eds.), *Psychological Operations: Principles and Case Studies* (Air University Press, 1996), pp. 11-14.

(2) See Ducheine, *supra* note 1, pp. 211-216; Andreas Wenger and Simon J. A. Mason, "The Civilianization of Armed Conflict: Trends and Implications," *International Review of the Red Cross*, Vol. 90, No. 872 (2008), p. 852.

(3) 恒石重嗣 『心理作戦の回想：大東亜戦争秘録』 (東宣出版, 1978年) 165-235頁参照。ほかにも、文民向けの心理戦としては占領統治を容易にすることを目的とした活動も行われていた。同上, 263-281頁参照。

(4) See Stephen T. Hosmer, *Psychological Effects of U. S. Air Operations in Four Wars 1941-1991: Lessons for U. S. Commanders* (RAND, 1996), pp. 9-16.

(5) Daniel Brown, *Russian-Baked Separatists are Using Terrifying Text Messages to Shock Adversaries- And It's Changing the Face of Warfare* (Business Insider, 2018), at <https://www.businessinsider.com/russians-use-creepy-text-messages-scare-ukrainians-changing-warfare-2018-8> (as of 9 February 2024).

武力紛争において、交戦者のとりうる戦闘の手段・方法は無制限ではなく、武力紛争法による規律に服さなければならない。このことは、武力紛争の文脈において行われる心理戦においても同様である。⁽⁶⁾ 武力紛争法の観点からすると、文民を対象とする心理戦が広く行われていることは、武力紛争法の基本原則である区別原則との関連で問題を生じさせている。

武力紛争法は区別原則の下で文民を軍事行動の対象としてはならないとしており、例えば第一追加議定書48条はこのことを明確に規定している。ここでいう軍事行動とは、暴力行為である攻撃を含む、武力紛争における軍事的な活動一般を指す概念であり、この第一追加議定書の規定は、武力紛争の文脈において、交戦者が文民を目標としたいかなる活動も行ってはならないことを規定しているとも解することができる。

しかし、区別原則のそうした解釈は、実際の武力紛争において文民を対象とする心理戦が行われているという広範な国家実行と合致していない。このことは、心理戦が軍事行動に該当しない、または一定の軍事行動について文民を対象として行うことができる可能性を示している。

伝統的に、武力紛争法は武力紛争の物理的な影響に主たる関心があっ

See also Raphael Satter and Dmytro Vlasov, *Ukraine Soldiers Bombarded by 'Pinpoint Propaganda' Texts* (AP, 2017), at <https://apnews.com/article/technology-europe-ukraine-only-on-ap-9a564a5f64e847d1a50938035ea64b8f> (as of 9 February 2024). 軍人の家族を対象とする心理戦は、ウクライナ側からも行われている。See Rhiannon Neilsen, *"Honey, I'm Hacked": Ethical Questions Raised by Ukrainian Cyber Deception of Russian Military Wives* (Just Security, 2023), at <https://www.justsecurity.org/86548/honey-im-hacked-ethical-questions-raised-by-ukrainian-cyber-deception-of-russian-military-wives/> (as of 9 February 2024).

(6) 第一追加議定書35条1項参照。

(7) See Joint Chiefs of Staff, *Joint Publication 3-13.2, Psychological Operations* (2010), p. I-3; Department of the Army, *FM 3-05.30, Psychological Operations* (2005), para. 1-26.

⁽⁸⁾ ため、非物理的な存在である士気などを目標とする心理戦については、これを規律する武力紛争法の包括的な枠組みが存在していない。⁽⁹⁾ このことを背景に、本稿は武力紛争法上の心理戦の位置づけを明らかにするとともに、その規律を明らかにする。そのため、心理戦の概念を整理した上で、心理戦の法的性質を敵対行為と関連する武力紛争法上の概念である攻撃または軍事行動、もしくはそれ以外のいずれであるか明らかにするための検討をおこなう。そして、心理戦に適用される、攻撃などの敵対行為に一般的に適用される以外の武力紛争法規則を確認することで、心理戦が武力紛争法によってどのように規律されるのかを確認したい。

また、心理戦については、国家やその軍隊だけではなく様々な主体によっても行われており、個々の文民によって遂行されることも多い。⁽¹⁰⁾ そこで、心理戦に従事する文民の保護について、敵対行為への直接参加の観点から検討を加える。これらの武力紛争法体系の中における心理戦の法的地位と規律を明らかにする検討を通して、物理的側面に傾倒しがちな武力紛争法の枠組みにおける無体物の保護について、その一端を明らかにしたい。

．心理戦の概要

1. 用語の定義

一般に心理戦と呼ばれる、敵対する相手の心理に影響を与えて自己に

(8) Michael N. Schmitt, “Wired Warfare 3.0: Protecting the Civilian Population during Cyber Operation,” *International Review of the Red Cross*, Vol. 101, No. 1 (2019), p. 344.

(9) See Tilmon Rodenhäuser, “The Legal Boundaries of (Digital) Information or Psychological Operations Under International Humanitarian Law,” *International Law Studies*, Vol. 100 (2023), pp. 547-548.

(10) See *ibid.*, pp. 549-552.

有利なよう働きかける行為は、これまで様々な名称で呼ばれてきただけでなく、武力紛争以外にも様々な文脈の行為を指して述べられてきた⁽¹¹⁾。このことは、心理戦の主要な手段の一つであり、宣伝とも訳されるプロパガンダについても同様である。検討を進める前に、心理戦とその手段であるプロパガンダについて、その概念をあらためて把握しておく必要があるだろう。

米軍において、心理戦 (psychological operations, PSYOP)⁽¹²⁾ は、「外国の聴衆に特定の情報や指針を伝え、その感情や動機、客観的推論に影響を及ぼし、最終的には、外国の政府や機関、集団、個人の行動にも影響を与えるために計画的な活動。」であると定義され、「外国の態度や行動を発信者の目標に都合の良いように誘導し、強化することが心理戦の目標である。」とされてきた⁽¹³⁾。また、その心理戦に用いられるプロパガンダについては、「直接的または間接的に、スポンサーの利益となるように、あらゆる集団の意見や感情、態度、行動にも影響を与えるよう設計された、国家目標を支援するための全ての形態のコミュニケーション

(11) 岩島久夫『心理戦争：計画と行動のモデル』（講談社、1968年）28-30頁参照。See also Rodenhäuser, *supra* note 9, pp. 542-543.

(12) 心理戦については、かつては psychological warfare の語が用いられてきたが、近年では psychological operations が用いられることが多い。本稿では、これらの二つを特に区別せず、どちらも心理戦として取り扱う。岩島『前掲書』（注11）28頁参照。

(13) Department of the Army, *supra* note 7, p. Glossary-16. See also Joint Chiefs of Staff, *Joint Publication 3-13.2, Military Information Support Operations* (2014), p. vii. なお、今日の米軍は心理戦を軍事の情報支援作戦 (military information support operation, MISO) と言い換えている。See David Cowan and Chaveso Cook, *What's in a Name?: Psychological Operations versus Military Information Support Operations and an Analysis of Organizational Change* (Military Review, 2018), at <https://www.armyupress.army.mil/Portals/7/Army-Press-Online-Journal/documents/Cook-Cowan-PSYOP.pdf> (as of 9 February 2024).

ン。…」であると定義されていた。⁽¹⁴⁾ほかに、プロパガンダとは、「故意に誤った、または誤解される情報を敵や潜在的な敵に向けてることで、情報・政治・軍事・経済といった国力を妨害し、また影響を与える」ことであるとも述べられている。⁽¹⁵⁾

そして、NATOの場合に心理戦とは、「認知や態度、行動に影響を与えることで政治的・軍事的目標を達成するようにするための、認められた対象に向けられたコミュニケーションの手段その他の方法を用いて行われる計画的な活動」と定義される。⁽¹⁶⁾そして、プロパガンダについては、「政治的主張や見解を促進するために用いられる、特に偏向されたまたは誤解させる性質の情報」と定義されている。⁽¹⁷⁾

2. 心理戦の目的

心理戦の様々な定義が示すように、心理戦とは対象の心理に働きかけ、その振る舞いを変えさせることで自らの目標を達成する戦争の手段・方法である。⁽¹⁸⁾武力紛争の文脈における心理戦の最終的な目標は、敵の抵抗の意思を弱め、味方への支持を獲得し、敵対行為の犠牲者を減らすことである。⁽¹⁹⁾

(14) Department of the Army, *supra* note 7, p. Glossary-15. なお、今日の米軍はプロパガンダの語を用いなくなっている。Joint Chiefs of Staff, *supra* note 13, p. iii.

(15) Department of the Army, *FM 3-05.301, Psychological Operations Tactics, Techniques, and Procedures* (2003), para. 11-7.

(16) NATO Standardization Office, *AAP-06 (2021) - NATO Glossary of Terms and Definitions* (English and French) (2021), p. 2-P-10.

(17) *Ibid.*, p. 2-P-9.

(18) See also Norwegian Chief of Defence, *Manual of the Law of Armed Conflict* (2018), (*Norwegian Manual*), para. 9.18; Joint Chiefs of Staff, *supra* note 7, pp. vii, I-5.

(19) Chainoglou, *supra* note 1, paras. 2, 3. See also Blaise Cathcart, “Legal Dimensions of Special Forces and Information Operations,” in Terry D. Gill and Dieter Fleck (eds.), *The Handbook of the*

そのための心理戦は、武力紛争の様々な階層や文脈において戦われる⁽²⁰⁾。戦略階層での心理戦では国家としての目標を達成するために心理戦が用いられるのに対して、作戦階層では一定の戦域における軍事作戦を成功させるために心理戦が用いられる。そして、戦術階層では個々の戦場での目標達成のために心理戦が用いられる⁽²¹⁾。当然、それぞれの階層によってその目標は異なり、用いられる心理戦の手段・方法も異なっている。例えば、朝鮮戦争において、戦術階層での心理戦では大音量のスピーカーなどがその手段として用いられた一方で、戦略階層でのプロパガンダでは新聞の発行やラジオ放送などが行われた⁽²²⁾。

こうした心理戦の階層を反映して、心理戦の最終的な目標を達成するために、より具体的なテーマが設定されてきた⁽²³⁾。こうした心理戦の具体

International Law of Military Operations (Oxford University Press, 2010), p. 405.

- (20) See NATO Standardization Office, *NATO Standard AJP-3.10.1 - Allied Joint Doctrine for Psychological Operations ed. B Ver. 1 with UK National Elements* (2014), para. 0407; Joint Chiefs of Staff, *supra* note 7, pp. I-5, I-6; Department of the Army, *supra* note 15, paras. 8-75-8-92.
- (21) See Joint Chiefs of Staff, *supra* note 7, pp. I-4, I-5; Department of the Army, *supra* note 7, para. 1-9. See also Goldstein and Jacobowitz, *supra* note 1, pp. 9-10.
- (22) Alfred H. Paddock, Jr., "Legitimizing Army Psychological Operations," *Joint Force Quarterly*, No. 56 (2010), p. 91. See also Dennis P. Walko, "Psychological Operations in Panama During Operation Just Cause and Promote Liberty," in Frank L. Goldstein and Benjamin F. Findley, Jr., (eds.), *Psychological Operations: Principles and Case Studies* (Air University Press, 1996), pp. 251-252.
- (23) Hosmer, *supra* note 4, pp. 21-22, 123-125; Benjamin F. Findley, Jr., "US and Vietcong Psychological Operations in Vietnam," in Frank L. Goldstein and Benjamin F. Findley, Jr., (eds.), *Psychological Operations: Principles and Case Studies* (Air University Press, 1996), pp. 237-238.

的な目標について、アメリカの心理戦に関する野戦教範 3-05.30では、より一般的な目標として、敵の抵抗の意思を弱めることや、敵の文民たる住民を動揺させること、敵の部隊の脱走や降伏を促すこと、文民による軍事行動への干渉を減少させること、敵の指導者への信頼を損なうこと、最終目標の到達に必要なインフラへの被害を抑えること、占領地域で自国部隊が受け入れられるようにすること、中立国や近隣諸国による干渉を抑止すること、プロパガンダに対抗することなどが挙げられている。⁽²⁴⁾ また、ロシアにおいては、敵の意思決定に対する動揺や大量の矛盾する情報による意思決定への過負荷、弱点が重大な脅威にさらされていると認識させることによる麻痺、敵に無駄なことをさせることによる消耗、敵に無駄な行動を強いるための欺瞞、利益を共有する者同士の分断、実際の攻勢ではないと見せかけ警戒を鎮めること、こちらが強大であると見せかけることによる敵の行動の抑止、敵に不利な行動を強いる挑発、敵に不利な情報の提供、敵国民が自国政府を信頼できなくなるような圧力をかけることなどが目指されている。⁽²⁵⁾

3. 心理戦の手段・方法

心理戦の目標を達成するために、対象となる人々の求めることを満たすことが重要である。⁽²⁶⁾ また、対象者に影響を与えるためには、そもそもメッセージが伝達されなければならないことから、様々な手段・方法がとられてきた。⁽²⁷⁾ また、プロパガンダの場合には文言にも様々な工夫が凝

(24) Department of the Army, *supra* note 7, para. 2-12. See also NATO Standardization Office, *supra* note 20, para. 0406.

(25) Timothy L. Thomas, "Russia's Reflexive Contral Theory and the Military," *Journal of Slavic Military Studies*, Vol. 17, No. 2 (2004), pp. 248-249.

(26) See Department of the Army, *supra* note 15, paras. 5-23-5-42. 岩島『前掲書』(注11) 240-241頁も参照。

(27) E. g., Arturo Munoz, *U.S. Military Information Operations in*

らされている。⁽²⁸⁾

心理戦の主たる手段となるのは情報であるが、その情報についても誤解などに基づく誤情報 (misinformation)、意図的に作られた偽情報 (disinformation) そして特に攻撃の意図をもって作られた悪意ある情報 (malinformation) など、⁽²⁹⁾ 様々な性質の情報が、その目的に応じて用いられている。

なお、プロパガンダは用いられる情報の真偽などによって、ホワイト・グレー・ブラックの3つに区分される。ホワイトプロパガンダは、公開された特定可能な情報に基づいて行われるプロパガンダである一方で、グレープロパガンダは情報源の特定されない情報に基づくプロパガンダである。そして、ブラックプロパガンダとは、偽情報または悪意ある情報が用いられるプロパガンダである。⁽³⁰⁾

心理戦においてメッセージを伝えるための手段・方法として、プロパガンダの場合にはビラの散布やラジオ・テレビ放送のほか、近年ではインターネットもメッセージの拡散のために活用されている。⁽³¹⁾ さらに、プ

Afghanistan: Effectiveness of Psychological Operations 2001-2010 (RAND, 2012), pp. 95-107; Hosmer, *supra* note 4, pp. 91-92, 142-144.

(28) See Kayleen Devlin and Olga Robinson, *Ukraine Crisis: Is Russia Waging an Information War?* (BBC, 2022), at <https://www.bbc.com/news/60292915> (as of 9 February 2024); Munoz, *supra* note 27, pp. 32-36, 38-49, 59-67, 69-74, 77-83, 86-89, 91-93; Department of the Army, *supra* note 15, paras. 5-43-5-56. E.g., Hosmer, *supra* note 4, pp. 92-95, 144-148.

(29) 長迫智子「今日の世界における「ディスインフォメーション」の動向——“Fake News”から“Disinformation”へ」(笹川平和財団, 2021年) 参照 at https://www.spf.org/iina/articles/nagasako_01.html (as of 9 February 2024) 参照。

(30) See Department of the Army, *supra* note 7, pp. A-1, A-2, A-3; See also Department of the Army, *supra* note 15, para. 11-2.

(31) Department of Defense, *Department of Defense Law of War Manual* (2016), (*DoD Manual*), para. 5.26.1.2. 江畑謙介『インフォメー

口パガダの拡散以外の心理戦の場合には、その手段・方法として、航空機の衝撃波や大音量の騒音をはじめとして、通貨の偽造までが用いられてきた⁽³²⁾。また、心理戦の手段・方法は、一般的には非暴力的なものであるが、暴力が用いられる場合もある⁽³³⁾。

なお、武力紛争における心理戦の多くは軍事作戦の目標達成を補完するために用いられている⁽³⁴⁾。ただし、このことは心理戦の対象が軍隊に限定されていることを意味しない。現代の武力紛争は軍隊のみによって戦われるわけではなく、また武力紛争の継続には国民の支持も不可欠である。そのため、軍隊の構成員や国家の指導者だけでなく、文民たる住民もまた、心理戦の対象とされてきた⁽³⁵⁾。

・ 武力紛争法の枠組みにおける心理戦の位置づけ

1. 攻撃を伴う心理戦

(1) 士気の軍事目標性

心理戦の手段・方法の中には、例えば第二次世界大戦における「テロ爆撃」(terror bombing)⁽³⁶⁾のような攻撃を伴う心理戦も含まれている⁽³⁷⁾。

シヨン・ウォー：狙われる情報インフラ』(東洋経済新報社、1997年) 72-73頁も参照。

(32) Chainoglou, *supra* note 1, para. 2.

(33) なお、人々の心理に影響を与えるために、違法な手段・方法が用いられる場合もありうるが、そうした手法を心理戦の手段ということはできない。See *ibid.*, para. 4.

(34) See *ibid.*, para. 2. なお、心理的な影響を与える活動は、武力紛争以外の状況においても広範に行われている。これらは、軍事行動よりも政治的・文化的な文脈において、敵を貶め、自国を優位にするために行われている。この両者は、区別されなければならない。Ibid., para. 3.

(35) See Paddock, *supra* note 22, p. 91.

(36) See Sigrd R. Johansen, *The Military Commander's Necessity: The Law of Armed Conflict and Its Limits* (Cambridge University Press, 2019), pp. 232-234; Hersch Lauterpacht (ed.), *Oppenheim's International Law: A Treaties, Vol.2, War and Neutrality*, 7th ed.

武力紛争法は攻撃を、「...攻勢としてであるか防御としてであるかを問わず、敵に対する暴力行為⁽³⁸⁾...」として定義している。したがって、攻撃を伴う心理戦とはつまり、暴力行為を伴う心理戦である。なお、心理戦そのものが暴力行為ではない場合であっても、心理戦とそれによって生じた損害の間に因果関係がある場合、当該心理戦は攻撃に該当する⁽³⁹⁾。

この因果関係については、発生した損害と心理戦との関連が乏しい場合には攻撃とみなされない場合のあることが指摘されている⁽⁴⁰⁾。例えば、心理戦の対象に他者への攻撃を促すことは実際の損害の発生と行為との因果関係に隔たりがあるために攻撃には該当しない一方で、心理戦の対象に自ら損害を受けるような行動を促すことは、損害と行為との因果が近いことから攻撃に該当する⁽⁴¹⁾。

(Longmans, 1952), pp. 528-529.

(37) See Jeanne M. Meyer, "Tearing Down the Facade: A Critical Look at the Current Law on Targeting the Will of the Enemy and Air Force Doctrine," *Air Force Law Review*, Vol. 51 (2001), pp. 157, 168-169, 173. ほかに、湾岸戦争においてイラクがイスラエルに対する挑発を目的としてスカッドミサイルによる攻撃を行ったように、敵の士気喪失を目指す以外にも様々な目的のために攻撃を伴う心理戦は行われうる。江畑『前掲書』(注31) 83-84頁。

(38) 第一追加議定書49条1項参照。非国際的武力紛争についても、第二追加議定書13条2項が同じことを規定している。

(39) *Norwegian Manual*, *supra* note 18, para. 9.19. See also Rodenhäuser, *supra* note 9, pp. 566-567; Henning Lahmann, "Protecting the Global Information Space in Times of Armed Conflict," *International Review of the Red Cross*, Vol. 102, No. 915 (2020), pp. 1240-1242.

(40) Elan Katz, "Liar's War: Protecting Civilians from Disinformation during Armed Conflict," *International Review of the Red Cross*, Vol. 102, No. 914 (2020), pp. 669-670.

(41) Rodenhäuser, *supra* note 9, pp. 568-569. もっとも、他者への攻撃を促す心理戦について、例えば均衡原則の下では因果関係にかかわらず予見される附随的損害が評価対象となることを考えると、損害の発生が予見されるような扇動行為は攻撃に該当する可能性があると言えるだろう。See

そして、心理戦によって生じる損害については、損害の程度が単なる不便や苛立ちを生じさせるにとどまる場合、当該行為は攻撃に該当しないとされる⁽⁴²⁾。文民の精神への悪影響についても同様に、問題の行為が深刻な精神的被害をもたらす場合、当該行為は攻撃に該当する一方で、それが軽い悪影響のみを精神に及ぼす場合、当該行為は攻撃に該当しない⁽⁴³⁾。

攻撃については、区別原則の下で戦闘員や軍事目標に対する攻撃が認められている一方、文民や民用物への攻撃は禁止されている。そのため、心理戦の手段・方法としてであっても、文民たる住民や個々の文民を攻撃の対象としてはならず、文民の士気を合法的な軍事目標とすることもできない⁽⁴⁵⁾。

物の場合、軍事目標とは、「その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は

Laurent Gisel, *The Principle of Proportionality in the Rules Governing the Conduct of Hostilities under International Humanitarian Law* (ICRC, 2018), pp. 43-45; Emanuela-Chiara Gillard, *Proportionality in the Conduct of Hostilities: The Incidental Harm Side of the Assessment* (Chatham House, 2018), paras. 61-69; International Law Association Study Group, *The Conduct of Hostilities and International Humanitarian Law: Challenges of 21st Century Warfare* (2017), pp. 24-25.

(42) See Lahmann, *supra* note 39, pp. 1242-1243; Schmitt, *supra* note 8, pp. 339-340.

(43) See Katz, *supra* note 40, pp. 679-680.

(44) 軍事目標としての文民の士気は、捕捉することが困難であることも指摘されている。Robin Geiß and Henning Lahmann, “Protection of Data in Armed Conflict,” *International Law Studies*, Vol. 97 (2021), p. 566.

(45) Ian Henderson, *The Contemporary Law of Targeting: Military Objectives, Proportionality and Precautions in Attack under Additional Protocol I* (Martinus Nijhoff, 2009), pp. 118-120; ICTY, *Final Report to the Prosecutor by the Committee Established to Review the NATO Bombing Campaign Against the Federal Republic of Yugoslavia* (2000), para. 55. See also DoD Manual, *supra* note 31, para. 5.6.7.3.

無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすもの⁽⁴⁶⁾であると定義される。心理戦の場合、その破壊や奪取、無効化が敵の心理や士気にのみ影響を与える場合、当該目標の破壊や奪取、無効化はその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらさないとみなされており、その目標を合法的な軍事目標とすることはできない⁽⁴⁷⁾。例えば、政府のプロパガンダを妨害することは確かに戦争継続への支持を減少させるかもしれないが、そうしたプロパガンダは「軍事活動に効果的に資する物」と言えず、またその妨害が「その時点における状況において明確な軍事的利益をもたらす」と言えないために、軍事目標の要件を満たすものではない⁽⁴⁸⁾。実際、旧ユーゴスラビア紛争におけるセルビア国営放送の本部ビルへの攻撃において、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY)の報告書は当該ビルへの攻撃がプロパガンダの阻止のみによっては正当化されないとし、そのビルがセルビアの軍隊の指揮統制に貢献していたことを攻撃が合法である理由としている⁽⁴⁹⁾。

(2) 附随的損害としての精神的被害の評価

文民の士気に与える影響のみを軍事的利益とする攻撃が違法である一方で、合法的な軍事目標への攻撃において、士気に影響を与えることを意図する攻撃を行うこと、つまり士気への影響を軍事的利益の一部に含めることは認められている。他方で、こうした区別原則上合法的な攻撃であっても、獲得の予見される軍事的利益に対して過度な附随的損害が予見された場合、当該攻撃を行ってはならない。

第一追加議定書の文言上、附随的損害とは、「巻き添えによる文民の

(46) 第一追加議定書52条2項。

(47) International Law Association Study Group, *supra* note 41, p. 31.
ほかに、目標が武力紛争法上違法な行為の拠点である場合、その目標を攻撃しうることが主張されている。ICTY, *supra* note 45, paras. 55, 76.

(48) *Ibid.*, para. 76.

(49) *Ibid.*

死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態⁽⁵⁰⁾であることから、これらに該当しない単なる不便については附随的損害に該当せず、均衡原則の適用上の考慮対象とならないことが主張されている⁽⁵¹⁾。

心理戦のような士気に影響を与える攻撃において、特に問題となる附随的損害は文民に生じる「精神的被害」(mental harm)であろう。文民に生じる精神的被害自体が文民の傷害の概念から除外されないことから、文民の精神的被害は附随的損害として、均衡性評価における考慮対象となる⁽⁵²⁾。

もっとも、附随的損害として文民に生じる精神的被害については、その予見が困難であることもまた指摘されている。これは、第一に文民の精神への影響を事前に予測することが困難であるためであり、第二に攻撃の精神への影響のあらわれ方が物理的な被害の場合と比べてはるかに多様であるためである。そのため、実際の作戦においては精神的被害の影響が考慮されていないことが指摘されている⁽⁵³⁾。

さらに、攻撃の場合と同様に、心理戦の附随的損害についても、一定の敷居に満たない精神的被害が均衡性評価の対象とならないことが主張されている。例えば、タリン・マニュアルにおいて、深刻な病気や精神

(50) 第一追加議定書51条5項(b), 57条2項(a)(ii), (iii) 参照。

(51) Michael N. Scmitt (ed.), *Tallinn Manual 2.0 on the International Law Applicable to Cyber Operations* (Cambridge University Press, 2017), p. 472.

(52) Gillard, *supra* note 41, paras. 109-110. *See also* Jeroen van den Boogaard, *Proportionality in International Humanitarian Law: Refocusing the Balance in Practice* (Cambridge University Press, 2023), p. 160; Amichai Cohen and David Zlotogorski, *Proportionality in International Humanitarian Law: Consequences, Precautions and Procedures* (Oxford University Press, 2021), pp. 78-79.

(53) Boogaard, *supra* note 52, p. 160; Cohen and Zlotogorski, *supra* note 52, p. 79. 精神への影響だけではなく、そもそも心理戦においては拡散された情報の影響を予見することが難しいことも指摘されている。Lahmann, *supra* note 39, p. 1242.

的被害の発生が傷害の概念に含まれることが述べられていることから、均衡性評価に含まれる精神的被害には心的外傷後ストレス障害にあたる程度の被害が必要であることが主張されている。⁽⁵⁴⁾ほかに、精神的被害と心理的な被害とは区別されるべきであり、後者が均衡性評価から除外されるべきことも主張されている。⁽⁵⁵⁾

2. 軍事行動を伴う心理戦

心理戦では、ビラの散布やラジオ放送といった攻撃にあてはまらない手段・方法が多く用いられている。⁽⁵⁶⁾攻撃以外の敵対行為について、武力紛争法は「軍事行動」(military operations)にも区別原則が適用されることを規定している。例えば、第一追加議定書48条は、「…文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする」(下線筆者)ことを規定し、51条1項は、「文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける。…」(下線筆者)ことを規定している。さらに、軍事行動の際にも文民たる住民や個々の文民、民用物を区別するよう不断の注意が払われなければならない。⁽⁵⁷⁾

(54) Scmitt, *supra* note 51, p. 417.

(55) International Law Association Study Group, *supra* note 41, pp. 28-29.

(56) 航空機の衝撃波の利用なども、非暴力的な心理戦の手段として認識されている。Yoram Dinstein, *The Conduct of Hostilities under the Law of International Armed Conflict*, 4th ed. (Cambridge University Press, 2022), p. 3. 他方で、航空機の衝撃波の利用の合法性については、疑いのあることも指摘されている。Chainoglou, *supra* note 1, para. 17.

(57) 第一追加議定書57条1項参照。なお、57条1項は公定訳では、「軍事行動を行うに際しては、文民たる住民、個々の文民及び民用物に対する攻撃を差し控えるよう不断の注意を払う」とされているが、「In the conduct of military operations, constant care shall be taken to spare the civilian population, civilians and civilian objects」とあるように、正文において「攻撃」(attack)の語は用いられていない。

それでは、心理戦は軍事行動の概念に含まれるのであろうか。これらの規定における軍事行動への言及にも関わらず、第一追加議定書では軍事行動が明確には定義づけされていない。第一追加議定書のコメントリーは、軍事行動がその語の通常の意味として、軍隊による敵対行為と関連するすべての行動 (movement) や活動 (act) であるとし、⁽⁵⁸⁾ 戦闘を目的として軍隊の行う全ての行動や機動、その他の活動と理解されるべきであるとしている。⁽⁵⁹⁾ また、第一追加議定書上の語の用法としては、軍事行動は文民の犠牲者を生じさせる恐れのある活動と関連づけられているが、そうではない軍隊の活動についても、軍事行動に該当するとされる。⁽⁶⁰⁾

これらコメントリーの文言は、心理戦の位置づけを明確にするものではなく、また第一追加議定書48条の文言などから、この軍事行動の定義に基づく場合、文民やその士気を対象とする心理戦は行えないようにも思われる。しかし、敵対行為と関連しない軍事行動の場合、文民たる住民を対象としうることが指摘されており、その例として心理戦が挙げられている。⁽⁶¹⁾ 実際、多くの武力紛争法マニュアルにおいても文民を対象とする心理戦の遂行は合法とみなされている。⁽⁶²⁾ 攻撃にあたらぬ心理戦

(58) Yves Sandoz, Christophe Swinarski and Bruno Zimmermann (eds.), *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949* (Nijhoff, 1987), para. 1875.

(59) *Ibid.*, para. 2191.

(60) See Michael Bothe, Karl J. Partsch and Waldemar A. Solf, *New Rules for Victims of Armed Conflicts* (Martinus Nijhoff, 1982), pp. 285-286.

(61) *Norwegian Manual*, *supra* note 18, para. 1.18. See also Department of Defence, *Australian Defence Doctrine Publication 06.4: Law of Armed Conflict* (2006), (*Australian Manual*), para. 5.60.

(62) *Norwegian Manual*, *supra* note 18, para. 9.19; *DoD Manual*, *supra* note 31, para. 5.26.1. See also Stefan Oeter, "Methods of Combat," in Dieter Fleck, (ed.), *The Handbook of International Humanitarian Law*, 4th ed. (Oxford University Press, 2021), para. 7.40; Lahmann,

についても、軍事行動として区別原則をはじめとする武力紛争法の規定が適用されると言えるだろう。⁽⁶³⁾

したがって、第一追加議定書48条の規定する軍事行動からの文民や民用物の区別義務は、その文言にもかかわらず、心理戦にも適用される原理にあたる義務であると言える。⁽⁶⁴⁾他方で、心理戦に関する武力紛争法上の準則的な義務としては、軍事活動である心理戦から生ずる危険から文民をはじめとする武力紛争法上の保護対象を保護することや、そのために⁽⁶⁵⁾ 不断の注意を払うことが求められている。

supra note 39, pp. 1233-1234; Johansen, *supra* note 36, pp. 239-240; Scmitt, *supra* note 51, p. 421; Chainoglou, *supra* note 1, para. 14; Dinstein, *supra* note 56, p. 165.

- (63) See William H. Boothby, *The Law of Targeting* (Oxford University Press, 2012), p. 63; Michael N. Schmitt, "Cyber Operations and Jus in Bello: Key Issues," *International Law Studies*, Vol. 87 (2011), pp. 90-92. See contra Cordula Droege, "Get Off My Cloud: Cyber Warfare, International Humanitarian Law, and the Protection of Civilians," *International Review of the Red Cross*, No. 886 (2012), p. 556. 関連して、全ての心理戦が軍事行動にあたるとも言えないだろう。例えば、第一追加議定書のコメントリーは、イデオロギー的・政治的・宗教的な活動は軍事行動に該当しないとしている。Sandoz, *supra* note 58, para. 1875. そのため、対象に心理的影響を与えることが意図される交戦者の活動であっても、平時から継続して行われているようなパブリック・ディプロマシーやロシアのアクティブメジャーズなどといった戦略的な心理戦は、武力紛争法上の軍事行動には該当しない可能性がある。パブリック・ディプロマシーとアクティブメジャーズの違いについては、以下を参照。保坂三四郎『諜報国家ロシア』(中央公論新社, 2023年) 99-103頁。
- (64) 原理と準則の違いについては以下を参照。R. Dworkin, "The Model of Rules I," in *Taking Rights Seriously* (Harvard University Press, 1977).
- (65) 第一追加議定書51条1項, 57条1項参照。See also Lahmann, *supra* note 39, pp. 1239-1240, 1242.

・ 武力紛争法による心理戦の規律

心理戦は攻撃に該当しない場合、原則として軍事行動として行われることとなるため、軍事行動に適用される武力紛争法規則によって規律される。そして、軍事行動である心理戦については、文民の危害を避けるよう努めることを前提として、合法に文民の士気を対象とすることができる。⁽⁶⁶⁾

他方で、このことは、心理戦に他の武力紛争法規則が適用されないことまでを意味するものではない。むしろ、攻撃や軍事行動に適用される規則に基づく一般的な禁止に該当しない個々の心理戦の合法性は、関連する武力紛争法規則をあてはめた場合に合法であるかによって、つまりケースバイケースで判断される。そこで以下では、心理戦との関連が問題となりうる武力紛争法規則について、心理戦の目標と手段・方法のそれぞれの観点から検討を行う。

1. 心理戦の目標に関する規律

(1) 心理戦からの戦争犠牲者の保護

武力紛争における心理戦は、攻撃を伴わない場合には軍事行動に位置づけられる。攻撃と異なり、軍事行動に適用される明文の武力紛争法規則は乏しいが、適用される規則が存在しないわけではない。少なくとも、武力紛争法の基本原則である区別原則の適用は明確であろう。⁽⁶⁷⁾したがって、悪意ある情報を用いるなどして、武力紛争法の保護対象を害することを意図して、またはそのことが予見される心理戦を行うことは禁じられる。⁽⁶⁸⁾

(66) Rodenhäuser, *supra* note 9, p. 546.

(67) 第一追加議定書48条, 51条 1項参照。

(68) 国際法に反する行為を勧誘する心理戦が禁止されている一方で、国家への忠誠に関する国内法に反する行為を勧誘することは禁止されていない。Oeter, *supra* note 62, para. 7.41.

具体的には、心理戦によって文民の殺傷を促すことや⁽⁶⁹⁾、毒物のような禁止された兵器の使用を唆すことは禁止されている。ほかに、心理戦による悪影響の懸念される対象としては、文民の生存に不可欠な物や医療⁽⁷⁰⁾、救済活動などがありうる。武力紛争法上禁止される行為を勧誘することの禁止は、⁽⁷¹⁾ 区別原則その他の具体的な禁止のほか、武力紛争法の一般的な遵守義務の観点からも説明される。⁽⁷²⁾

特に、医療活動に悪影響をあたえる心理戦の禁止については、武力紛争法の複数の条約が医療機関の尊重や保護を規定しており、⁽⁷³⁾ さらに、その保護については単なる攻撃の禁止に限定されず、その業務への干渉が避けられなければならないことが述べられている。⁽⁷⁴⁾ また、医療機関の尊

(69) New Zealand Defence Force, *DM 69 Manual of Armed Forces Law*, 2nd ed., Vol. 4 (2019), (*N.Z. Manual*), para. 8.10.27; *DoD Manual*, *supra* note 31, para. 5.26.1.3; *Australian Manual*, *supra* note 61, para. 8.45; *Law of Armed Conflict: At the Operational and Tactical Levels* (2001), (*Canadian Manual*), para. 710.2. また、文民自身が被害を受けるよう仕向けることも禁止される。Katz, *supra* note 40, p. 670; *Norwegian Manual*, *supra* note 18, para. 9.19.

(70) *Australian Manual*, *supra* note 61, para. 8.45. これらの武力紛争法に反する行為の勧誘については、武力紛争法の違反として国家に責任を生じさせるだけではなく、国際刑事法の枠組みの下で、「...当該犯罪の実行を命じ、教唆し、又は勧誘すること」(Orders, solicits or induces the commission of such a crime...)として、個人の刑事責任を発生させる可能性もある。国際刑事裁判所規程25条3項(b)参照。See also Rodenhäuser, *supra* note 9, pp. 551, 553-554.

(71) Katz, *supra* note 40, pp. 674-679.

(72) Rodenhäuser, *supra* note 9, p. 552; Lahmann, *supra* note 39, pp. 1237-1238; Katz, *supra* note 40, p. 671. See also *Case Concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua, Judgment*, I. C. J. Reports 1986, pp. 104-105, para. 220. この点で、関連する当事者相互の暴力を掻き立てるタイプのプロパガンダも禁止されると言えるかもしれない。See Lahmann, *supra* note 39, pp. 1237-1238.

(73) 傷病者条約19条、文民条約18条、第一追加議定書12条参照。

(74) ICRC, *Commentary on the First Geneva Convention: Convention*

重義務には積極的な保護を与える義務も含まれることから、医療機関に悪影響を与える心理戦を差し控えるだけでなく、そうした悪影響を避けるような働きかけが行われなければならない。⁽⁷⁶⁾ なお、救済活動およびその要員も尊重され、保護されなければならないことから、同様の保護が与えられるべきだろう。⁽⁷⁸⁾

(2) 対敵協力の勧誘

敵国の文民に自国に協力するように働きかけること、つまり対敵協力の働きかけについても一定の制限がある。敵に対して、敵の軍隊の構成員や装備品、情報を引き渡すよう勧誘することは認められている一方で、⁽⁷⁹⁾ 敵の戦闘員の殺害に賞金を懸けることは禁止されている。⁽⁸⁰⁾ これは、戦闘員の殺害に対する賞金が、助命の拒否を促進するためであるとされる。⁽⁸¹⁾

また、文民条約51条は、占領地域の被保護者に対して、敵の軍隊や補助部隊に勤務するよう強制することに加えて、そのように唆す「宣伝」(propaganda) を行うことを禁止している。⁽⁸²⁾ 敵国の軍隊や補助部隊へ

(I) for the Amelioration of the Condition of the Wounded and Sick in Armed Forces in the Field (Cambridge University Press, 2016), para. 1799; Sandoz, *supra* note 58, para. 517.

(75) ICRC, *supra* note 74, paras. 1805-1808.

(76) See Rodenhäuser, *supra* note 9, pp. 564-565.

(77) 第一追加議定書70, 71条。

(78) Rodenhäuser, *supra* note 9, pp. 565-566.

(79) *DoD Manual*, *supra* note 31, para. 5.26.1.2; *Australian Manual*, *supra* note 61, para. 8.45; U.K. Ministry of Defence, *The Manual of The Law of Armed Conflict* (Oxford University Press, 2004), (*U.K. Manual*), para. 5.15.1; *Canadian Manual*, *supra* note 69, para. 710.2.

(80) *DoD Manual*, *supra* note 31, para. 5.26.3; *U.K. Manual*, *supra* note 79, para. 5.14.

(81) *DoD Manual*, *supra* note 31, para. 5.26.3.1; *U.K. Manual*, *supra* note 79, para. 5.14.1.

(82) See also *N.Z. Manual*, *supra* note 69, para. 8.10.27.

の勤務を強制することの禁止は、ハーグ陸戦規則²³条にも規定されていることであるが、文民条約において強制に加えてプロパガンダまでもが禁止されたことは、敵の軍隊へ志願させるプロパガンダと圧迫の区別が困難であるためであった。⁽⁸³⁾したがって、敵国民に対して、自国の戦争継続への抵抗活動を行うよう促すことは合法であるが、⁽⁸⁴⁾ 占領地域において同様の勧誘を行うことは違法である。

なお、近年においてより柔軟な占領地域の概念が現れつつあることなどを背景に、⁽⁸⁵⁾ 交戦者による抵抗活動や対敵協力の呼びかけは慎重である必要があるだろう。例えば、今日では、軍政の有無にかかわらず客観的に占領軍が権力を行使する場合や、またきわめて限定的な場合ではあるが占領軍が一方向的に占領地域から撤退した場合においても、占領の存在が認められうる。⁽⁸⁶⁾ さらに、今日のプロパガンダの伝達手段の中には、インターネットのように地理的制約をほとんど受けないものが含まれている。これらは、交戦者による抵抗運動や対敵協力の呼びかけが、交戦者の認識や意図にかかわらず違法なプロパガンダとして機能する可能性を生じさせている。⁽⁸⁷⁾

(83) Jean S. Pictet (ed.), *The Geneva Conventions of 12 August 1949 Commentary - IV Geneva Convention relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War* (ICRC, 1958), p. 293.

(84) *DoD Manual*, *supra* note 31, para. 5.26.1.2; Lauterpacht, *supra* note 36, pp. 426-427.

(85) See Pictet, *supra* note 83, p. 60.

(86) 新井京「占領の定義について」『同志社法学』69巻7号(2018年)498-502参照。

(87) こうした呼びかけにおいては、個別のまたは集団としての抵抗活動や対敵協力が、特に敵の国家機関と連携する場合、それが軍隊または軍隊の補助部隊への参加とみなされるか否かが特に問題となるであろう。

2. 心理戦の手段・方法に関する規律

(1) 恐怖の利用

(i) 武力紛争法における規律

文民に対する心理戦の手段として、文民たる住民を恐怖させるために攻撃を用いることは禁止されている⁽⁸⁸⁾。具体的には、第一追加議定書51条2項が、「…文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする暴力行為又は暴力による威嚇は、禁止する」ことを規定しており、この規定は赤十字国際委員会 (ICRC) の『慣習国際人道法』⁽⁸⁹⁾においても、規則2において慣習法であることが述べられている⁽⁹⁰⁾。

この禁止は恐怖を広めて抵抗の意思を挫くという軍事的利益がある場合であっても、それ以外の軍事的利益が存在しない攻撃が違法であることを規定している⁽⁹¹⁾。その背景には、文民攻撃禁止の規範が確立したことに加えて、度重なるテロ爆撃の国家実行にも関わらず、この戦闘の手段・方法が有効ではなかったことがある⁽⁹²⁾。

もっとも、この禁止は文民に恐怖を広めることを目的とするすべての心理戦を禁止しているわけではない。第一に、禁止されているのはあくまでも「…文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする…」ことであるため、副次的に文民に恐怖を拡散させることや、意図せずし⁽⁹³⁾

(88) なお、この禁止は集団としての文民たる住民を恐怖させることの禁止であり、第一追加議定書51条2項は個々の文民を恐怖させることを主たる目的とする行為を禁止していない。Scmitt, *supra* note 51, p. 434.

(89) Jean-Marie Henckaerts and Louis Doswald-Beck (eds.), *Customary International Humanitarian Law, Rules*, Vol. 1 (Cambridge University Press, 2005).

(90) *See also DoD Manual*, *supra* note 31, para. 5.2.2.

(91) Sandoz, *supra* note 58, para. 1940.

(92) Johansen, *supra* note 36, pp. 232-234, 237-238; Dinstein, *supra* note 56, p. 167.

(93) Boothby, *supra* note 63, pp. 62-63; Dinstein, *supra* note 56, p. 168; Henderson, *supra* note 45, p. 117.

て文民たる住民の間に恐怖が広まってしまうことは禁止されていない。⁽⁹⁴⁾

第二に、恐怖の拡散が主たる目的である場合であっても、禁止されているのは「...暴力行為又は暴力による威嚇...」であり、したがって攻撃にあてはまらない手段・方法が用いられることは禁止されていない。⁽⁹⁵⁾ このことと関連して、特にサイバー攻撃の文脈において、敵対行為の結果が物理的破壊を伴わない場合であれば、恐怖の拡散を主たる目的とする軍事行動を合法に行いすることも主張されている。⁽⁹⁶⁾

また、この禁止とも関連して、文民に対して殺人や拷問などといった、武力紛争法上違法な行為を行うとする脅迫は禁止されている。⁽⁹⁷⁾ 文民に対する脅迫の禁止については、個々の文民に対する脅迫だけではなく、集団としての文民たる住民に対して、集団罰を科すとの脅迫を行うことも禁止されている。⁽⁹⁸⁾

(94) Danish Ministry of Defence, *Military Manual: On International Law Relevant to Danish Armed Forces in International Operations* (2020), pp. 416-417; Chainoglou, *supra* note 1, para. 16; U.K. *Manual*, *supra* note 79, para. 5.21.1; Bothe et al., *supra* note 60, pp. 300-301.

(95) Lahmann, *supra* note 39, pp. 1238-1239; Program on Humanitarian Policy and Conflict Research at Harvard University, *HPCR Manual on International Law Applicable to Air and Missile Warfare* (Cambridge University Press, 2013), p. 111. *See contra* Rodenhäuser, *supra* note 9, pp. 557-558. ただし、プロパガンダや心理戦にこの禁止が適用される場合とは、当該プロパガンダ等に攻撃の要素が含まれている場合である。したがって、病気の拡散や毒物の流出などの偽情報によって、文民たる住民の間に恐怖を広めることは禁止されない。Rodenhäuser, *supra* note 9, p. 558.

(96) Michael N. Schmitt, “Rewired Warfare: Rethinking the Law of Cyber Attack,” *International Review of the Red Cross*, Vol. 96, No. 863 (2014), p. 196. 例えば、致死性の強い病気が広がっているという偽情報を拡散することは、拡散される情報自体に攻撃に該当する行為が含まれないためにこの禁止には該当しないとされる。Schmitt, *supra* note 51, p. 433.

(97) 第一追加議定書75条参照。 *See also* Rodenhäuser, *supra* note 9, p. 558.

(ii) 国際刑事裁判例

文民に恐怖を広めることを主たる目的とする攻撃は人類の歴史上広く行われてきたが、この種の攻撃の禁止につながった第一次世界大戦や第二次世界大戦におけるテロ爆撃はその典型的な例であると言えるだろう。⁽⁹⁸⁾近年では、ICTY およびシエラレオネ特別法廷 (SCSL) において、文民に恐怖を広めることを主たる目的とする攻撃の禁止に違反した者の刑事責任が追及されている。⁽¹⁰⁰⁾

ICTY では、Galić 事件⁽¹⁰¹⁾において文民に恐怖を広めることを主たる目的とする攻撃を行った者の刑事責任が追及されており⁽¹⁰²⁾、そこでは、当該犯罪の構成要件が、「1. 文民たる住民それ自体又は敵対行為に直接参加していない個々の文民に対する死亡や心身への深刻な障害を文民たる

(98) 文民条約33条、第一追加議定書75条参照。

(99) See Sergey V. Sayapin, “The Spread of Terror among the Civilian Population -A War Crime?,” *Asia-Pacific Yearbook of International Humanitarian Law*, Vol.2 (2006), pp. 201-206.

(100) See Ben Saul, “Terrorism, Counter-Terrorism, and International Humanitarian Law,” in Ben Saul and Dapo Akande, *The Oxford Guide to International Humanitarian Law* (Oxford University Press, 2020), pp. 405-409. これらの ad hoc 裁判所での裁判にもかかわらず、国際刑事裁判所規程では、文民に恐怖を広めることを主たる目的とする攻撃は犯罪化されていない。See also Shane Darcy, *Judges, Law and War: The Judicial Development of International Humanitarian Law* (Cambridge University Press, 2014), pp. 288-289.

(101) *Prosecutor v. Galić*, Judgment (IT-98-29-T) Trial Chamber (5 December 2003).

(102) ICTY では、Galić 事件のほかに Milošević 事件 (*Prosecutor v. Milošević*, Judgment (IT-98-29/1-T) Trial Chamber (12 December 2007)) が文民に恐怖を広めることを主たる目的とする攻撃を命じた者を訴追しているほか、こうした攻撃への参加者を訴追する事件として、Karadžić 事件 (*Prosecutor v. Karadžić*, Judgment (IT-95-5/18-T) Trial Chamber (24 March 2016)) と Mladić 事件 (*Prosecutor v. Mladić*, Judgment (IT-09-92-T) Trial Chamber (22 November 2017)) を挙げることができる。

住民に対して引き起こすような暴力行為であること、2. 犯人が故意に文民たる住民それ自体又は敵対行為に直接参加していない個々の文民をそうした暴力行為の対象としたこと、3. 以上の犯罪行為が文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的として行われたこと⁽¹⁰³⁾であるとされた⁽¹⁰⁴⁾。

Galić 事件において ICTY は、構成要件の言う「暴力行為」に合法的な軍事目標への攻撃は含まれないとし⁽¹⁰⁵⁾、その上訴審ではそこには無差別攻撃も含まれるとした⁽¹⁰⁶⁾。また、故意性については、恐怖を広めるという特定の意図が必要であり、単にその可能性を知っているだけでは不十分であるとされた⁽¹⁰⁷⁾。なお、文民たる住民の間に恐怖を広めることが攻撃の唯一の目的である必要はなく、主要な目標とされていれば十分であることも確認されている⁽¹⁰⁸⁾。

この事件で ICTY は問題となる恐怖を「極限の不安」(extreme fear)と定義し⁽¹⁰⁹⁾、事件の上訴審は、この恐怖は合法的な軍事活動の結果として武力紛争時の文民に生じる不安とは関係しないとしている。実際の事件では、攻囲下のサラエボの文民に対して、恐怖を広めることを目的とした狙撃や砲撃が、文民で特に脆弱なものを対象として絶え間なく行われており、多数の死傷者が生じていた⁽¹¹¹⁾。この攻撃のパターンはランダムで無

(103) *Prosecutor v. Galić*, *supra* note 101, para. 133.

(104) なお、訴追にあたり実際に恐怖が引き起こされたか否かは問題とならず、攻撃の存在とその意図が問題となる。*Prosecutor v. Galić*, *supra* note 101, para. 134; *Prosecutor v. Galić*, Judgment (IT-98-29-A) Appeals Chamber (30 November 2006), paras. 103-104.

(105) *Prosecutor v. Galić*, *supra* note 101, para. 135.

(106) *Prosecutor v. Galić*, *supra* note 104, para. 102.

(107) *Prosecutor v. Galić*, *supra* note 101, para. 136.

(108) *Prosecutor v. Galić*, *supra* note 104, para. 104.

(109) *Prosecutor v. Galić*, *supra* note 101, para. 137.

(110) *Prosecutor v. Galić*, *supra* note 104, para. 103.

(111) *Prosecutor v. Galić*, *supra* note 101, paras. 584, 591-592, 596-597.

差別的であり、文民への心理的影響を最大化するよう計画されていた⁽¹¹²⁾。これらの攻撃を受け、文民は学校を閉鎖して、夜に活動するようになり、バリケードを築くようになった⁽¹¹³⁾。裁判所は最終的に、これらの攻撃の態様から、問題の作戦が文民を極限の不安におくことを主たる目的としていると結論づけた⁽¹¹⁴⁾。

SCSL においても、ICTY での判例を下に、Brima 事件⁽¹¹⁵⁾や Sesay 事件⁽¹¹⁶⁾、Taylor 事件⁽¹¹⁷⁾において文民に恐怖を広めることを主たる目的とする攻撃が取り扱われている。これらの事件は Galić 事件と異なり、故意の殺人や性的暴行、誘拐、略奪なども伴っていた⁽¹¹⁸⁾。裁判では、特に性的暴行について個人的な満足のための行為から逸脱していることも犯罪の証拠となることや、仮に明確な恐怖を広める意図が表明されていない場合であったとしても行為の態様の類似性から、その意図を推し量ることができる⁽¹¹⁹⁾ことが判示されている⁽¹²⁰⁾。

(iii) 警告を行う義務との関連

第一追加議定書57条2項 (c) の求める事前警告は、仮に警告によって文民たる住民の間に恐怖が広がるとしても、差し控えられてはならない⁽¹²¹⁾。こうした警告には、文民に攻撃の影響範囲内から避難させるための

(112) *Ibid.*, paras. 563, 568, 570, 573, 589.

(113) *Ibid.*, para. 586.

(114) *Ibid.*, para. 593.

(115) *Prosecutor v. Brima et al.*, Judgment (SCSL-04-16-T) Trial Chamber (20 June 2007).

(116) *Prosecutor v. Sesay et al.*, Judgment (SCSL-04-15-T) Trial Chamber (2 March 2009).

(117) *Prosecutor v. Taylor*, Judgment (SCSL-03-1-T) Trial Chamber (18 May 2012).

(118) *See Ibid.*, para. 2192.

(119) *Prosecutor v. Sesay et al.*, *supra* note 116, para. 1348.

(120) *Prosecutor v. Taylor*, *supra* note 117, para. 2026.

警告のほか、攻囲などの場合において都市を明け渡させるための警告も含まれる。⁽¹²²⁾ 文民たる住民の間に恐怖を広める攻撃を行うことの禁止と警告の義務は、前者が文民の士気を直接攻撃の対象としている点で区別原則の問題であるのに対して、後者は附随的損害を回避するための均衡原則の問題である点で、第一追加議定書51条2項と57条2項(c)のそれぞれが矛盾することを規定しているわけではない。⁽¹²³⁾ したがって、文民たる住民の間に恐怖を広めることの禁止は、文民を避難させるための警告によって生じる恐怖には適用されない。⁽¹²⁴⁾ ただし、文民への警告の性質が主観的に判断されることから、文民を避難させるための警告であっても、文民たる住民の間に恐怖を広めるための脅迫であるとみなされる可能性はある。⁽¹²⁵⁾

(2) 嘘・偽情報の利用

第一追加議定書37条2項が規定しているように、心理戦における「虚偽の情報」(disinformation)の使用は、合法的な詭計の典型的な手段の一つであるとされており、そのために偽情報を心理戦の手段として用いることもまた、原則として合法である。⁽¹²⁶⁾

(121) Henderson, *supra* note 45, p. 117. 攻撃に対する事前の警告が文民に与える影響については、以下も参照。岩島『前掲書』(注11) 158-161頁参照。

(122) Henderson, *supra* note 45, pp. 185-186.

(123) Bothe et al., *supra* note 60, p. 301.

(124) *U.K. Manual*, *supra* note 79, para. 5.21.1. See also Darius Lee, “The 2014 Gaza Conflict and the Prohibition against Spreading Terror among the Civilian Population,” *New Zealand Journal of Public and International Law*, Vol. 17, No.2 (2019), pp. 191-192, 204-207.

(125) Bothe et al., *supra* note 60, p. 301. See also *N.Z. Manual*, *supra* note 69, para. 8.8.34.

(126) Rodenhäuser, *supra* note 9, pp. 554-555; Lahmann, *supra* note 39, pp. 1235-1236; Katz, *supra* note 40, pp. 664-665; Johansen, *supra*

他方で、偽情報の使用は、それが武力紛争法上の保護を悪用して、敵の殺傷や捕獲を目的とする背信行為にあたる場合には違法である。⁽¹²⁷⁾ また、対象を殺傷または捕らえる意図の有無にかかわらず、赤十字標章や国連の標章などの保護標章、中立国や敵国を問わず他国の標章を、武力紛争において使用することは禁じられている。⁽¹²⁸⁾ したがって、ブラックプロパガンダなどにおいて、これらの標章を用いて情報の発信源を偽装するようなことは禁止される。

さらに、偽情報を用いた心理戦は、武力紛争法上の保護対象に悪影響をもたらすために用いられる場合、当然に違法となる。また、そうした事態を避けるために、偽情報の利用においては文民や民物に危害が及ばないように⁽¹²⁹⁾ 不断の注意が払われなければならない。

(3) 個人情報の利用

プロパガンダの手段として事実を用いる場合であっても、個人の尊厳を損なうような情報を用いることは禁止される。第一追加議定書75条はすべての者に与えられる基本的な保障として、「個人の尊厳に対する侵害」の禁止を規定している。⁽¹³⁰⁾ この点から、例えば個人の性的志向の暴露などをプロパガンダで用いることは禁じられていると言えるだろう。⁽¹³¹⁾

特に捕虜については、捕虜が長らく心理戦のために用いられてきたと

note 36, p. 240; Dinstein, *supra* note 56, p. 316.

(127) 第一追加議定書37条。

(128) 第一追加議定書38, 39条。

(129) Katz, *supra* note 40, pp. 677-678.

(130) ほかに、文民条約27条が、「被保護者は、すべての場合において、その身体、名誉、家族として有する権利、信仰及び宗教上の行事並びに風俗及び習慣を尊重される権利を有する。それらの者は、常に人道的に待遇しなければならず、特に、すべての暴行又は脅迫並びに侮辱及び公衆の好奇心から保護しなければならず」ことを規定している。See Rodenhäuser, *supra* note 9, pp. 561-562.

(131) See Lahmann, *supra* note 39, pp. 1236-1237.

いう歴史がある一方で、捕虜条約⁽¹³²⁾13条が捕虜を公衆の好奇心から保護する義務を規定していることから、心理戦において捕虜の情報を公にすることは今日では認められない。⁽¹³³⁾ 保護の対象となる捕虜の情報には、写真や動画、尋問の録音、個人的会話、私信その他の個人情報⁽¹³⁴⁾が含まれる。なお、この禁止は、捕虜の生存を家族に伝えることが目的であるとされる場合⁽¹³⁵⁾においても適用される。

・心理戦に従事する文民の保護

通常、武力紛争における攻撃を含む軍事行動は、軍隊によって遂行される。しかし、心理戦についてはかならずしも軍隊によってのみ遂行されるのではなく、かつてのナチスドイツの国民啓蒙・宣伝省をはじめとする様々な国家機関などによっても行われてきた。さらに、インターネットの普及などによって国家機関に属さない個人によっても心理戦は戦われているという現状がある。⁽¹³⁶⁾

(132) ICRC, *Commentary on the Third Geneva Convention: Convention (III) relative to the Treatment of Prisoners of War* (Cambridge University Press, 2021), paras. 1621-1622. ほかにも、例えば第二次世界大戦において日本は、敵国内の厭戦気分を醸成するためのプロパガンダ放送に捕虜を出演させていた。恒石『前掲書』(注3) 231-235頁。

(133) See also *DoD Manual*, *supra* note 31, para. 5.26.1.3; *U.K. Manual*, *supra* note 79, para. 8.61.1.

(134) ICRC, *supra* note 132, para. 1624.

(135) *Ibid.*, para. 1625.

(136) See Katz, *supra* note 40, p. 667. ほかにも、文民として心理戦に従事する者については、非国家武装集団の構成員で心理戦に従事する者の場合が挙げられるであろう。この種の者については、その者が「継続的な戦闘任務」(continuous combat function)に従事する場合、その間の保護を失う。Nils Melzer, *Interpretive Guidance on the Notion of Direct Participation in Hostilities under International Humanitarian Law* (ICRC, 2009), pp. 27, 31-35. なお、心理戦、特にプロパガンダへの従事を継続的な戦闘任務への従事とみなすことは難しいことから、基本的には非国家武装集団の構成員であっても、心理戦にのみ従事する者は攻撃から

区別原則の下、軍隊の構成員が戦闘員として合法的な攻撃の対象となる一方で、軍隊の構成員以外の者である文民は攻撃から保護される。しかし、文民であっても、敵対行為に直接参加する者については、攻撃からの保護が剥奪される。⁽¹³⁷⁾つまり、心理戦に従事する文民は、そのことが敵対行為への直接参加である場合、攻撃からの保護を剥奪されることとなる。

敵対行為への直接参加の概念について、第一追加議定書自体は明確な定義をおいていない。他方で、コメントリーにおいては敵対行為への直接参加は戦争努力への参加と区別されなければならないこと⁽¹³⁸⁾、その性質と目的が敵の軍隊の人員や装備に実際の損害を与えるような行為であり、文民の保護はその行為に参加している間のみ剥奪されることが述べられている。⁽¹³⁹⁾

ICRCはまた、敵対行為の直接参加についてコメントリーよりも詳細に述べる『国際人道法上の敵対行為への直接参加の概念に関する解釈指針』を出版している。著者であるメルツァー (N. Melzer) は、この本において敵対行為への直接参加に該当するためには、「危害の敷居」(threshold of harm) および「直接因果関係」(direct causation)、「交戦者とのつながり」(belligerent nexus) の3つの要件が満たされなければならないとした。⁽¹⁴⁰⁾

心理戦の場合、その目標や手段・方法の多様性から、危害の敷居を満たす手段・方法が選択される可能性は否定できない。交戦者とのつながりは言うまでもないであろう。他方で、特にプロパガンダをはじめとす

の保護を失わないと言えるだろう。See also A. Louis Evans, "Fighting Words: Targeting Speech in Armed Conflict," *Washington International Law Journal*, Vol. 30, No. 3 (2021), pp. 614-615.

(137) 第一追加議定書51条3項参照。

(138) Sandoz, *supra* note 58, para. 1945.

(139) *Ibid.*, para. 1944.

(140) Melzer, *supra* note 136, pp. 46-64.

る非暴力的な手段・方法が利用される場合、行為と実際の危害までには多くの段階を経る必要があることから、一般的には直接因果関係を満たさないと言える⁽¹⁴¹⁾。例外としては、例えば危害の敷居を超える行為を直接的に勧誘する場合、直接因果関係が生じる可能性は指摘されている⁽¹⁴²⁾。これらから、敵対行為の直接参加に該当する心理戦と攻撃に該当する心理戦の距離は非常に近いといえることができる⁽¹⁴³⁾。

なお、交戦者とのつながりについては、少なくとも心理戦に従事する者が一方の交戦国の国家機関の構成員であれば、この要件は当然に満たされると言える。また、個人による行為であっても、交戦者とのつながりの要件が求めるように紛争当事者の一方を支持し、他方を害する意図がある場合には交戦者とのつながりの要件は満たされることとなる⁽¹⁴⁴⁾。

結論

心理戦は、一般的には軍事行動に該当する。区別原則の下で、軍事行動においても文民や民用物を対象とすることは原則として禁じられているにもかかわらず、文民に物理的な危害を加えることを意図しない軍事行動としてであれば、文民やその士気を対象とした心理戦を遂行することは認められる。そのため、個々の心理戦の合法性はケースバイケースで、関連する武力紛争法規則をあてはめて確認されなければならない。

その際、適用される武力紛争法規則は、第一追加議定書51条2項や文

(141) See Evans, *supra* note 136, pp. 621-624; Katz, *supra* note 40, p. 668.

(142) Katz, *supra* note 40, p. 668.

(143) See Evans, *supra* note 136, pp. 607-611. See also Nils Melzer, *Cyber Warfare and International Law*, (United Nations Institute for Disarmament Research, 2011), p. 27. See also *supra* notes 40-41 and accompanying text.

(144) Christopher P. Toscano, "Pouring New Wine Into Old Bottles": Understanding the Notion of Direct Participation in Hostilities within the Cyber Domain," *Naval Law Review*, Vol. 64 (2015), p. 99.

民条約51条などのように心理戦を念頭において作られた規則と、傷病者条約19条などのように必ずしも心理戦への適用を前提としない規則の二種類に大別することができるだろう。前者の規則については、条文の文言や起草過程から心理戦への適用は明らかであるが、後者の規則は心理戦の影響を受ける対象との関連で適用が問題となる。適用される法規を精査する必要がある点で、心理戦のための法的考慮は、通常の攻撃の場合よりも慎重に行われなければならないと言えるだろう。

これらの心理戦の規律に関する検討はまた、有体物と異なり武力紛争法上の一般的な保護を欠く無体物の⁽¹⁴⁵⁾、攻撃を含む軍事行動からの保護が、有体物に対する物理的な損害からの保護に由来する間接的な保護と、対象の価値・機能に対して与えられるより直接的な保護から構成されていることを明らかにした。

以上、今日有効な心理戦の規律内容を確認してきた。心理戦そのものは長い歴史をもつ戦争の手段・方法であり、これまでも交戦者によって広範に行われてきた。この心理戦の規律は、攻撃の規律のように体系だった包括的な枠組みを欠くとしても、文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする攻撃や脅迫の禁止などといった心理戦を直接的に対象とする規則を有するものであった。この点で、心理戦は、電子戦などの他の情報戦の手段・方法と比べ、より明確な保護枠組みのある戦闘の手段・方法であると言えるだろう。⁽¹⁴⁶⁾

しかし、このことは、必ずしも心理戦からの戦争犠牲者の保護について、今後の法の発展が不要であることまでを意味しない。かつて、戦略爆撃を可能にした技術の発展はテロ爆撃の禁止という結末を迎えた。今日では生成 AI に代表されるようなサイバー技術の発展が心理戦に用い

(145) Sandoz, *supra* note 58, paras. 2007-2008. See also Scmitt, *supra* note 51, p. 437.

(146) 保井健呉「電子戦の武力紛争法 電波電子戦の規律の概観」『同志社法学』75巻4号(2023年)参照。

られることで、社会、ひいては人々の安全を脅かすことが危惧されている⁽¹⁴⁷⁾。このことを背景に、改めて心理戦の規律のあり方は考えられるべきであろう⁽¹⁴⁸⁾。

本研究は科研費 (JSPS KAKENHI Grant Number JP 21K13197) の助成を受けたものである。

(147) See Christian Perez and Anjana Nair, *Information Warfare in Russia's War in Ukraine: The Role of Social Media and Artificial Intelligence in Shaping Global Narratives* (Foreign Policy, 2022), at <https://foreignpolicy.com/2022/08/22/information-warfare-in-russias-war-in-ukraine/> (as of 9 February 2024).

(148) See also Robin Geiß and Henning Lahmann, *Protecting Societies - Anchoring a New Protection Dimension in International Law during Armed Conflict: An Agenda for Discussion* (EJIL: Talk !, 2021), at <https://www.ejiltalk.org/protecting-societies-anchoring-a-new-protection-dimension-in-international-law-during-armed-conflict-an-agenda-for-discussion/> (as of 9 February 2024).